

## 上水道の創設

平成19年度に国の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱が「一つの地方公共団体で統合できる水道事業は、統合しなければ国庫補助の対象としない。」と改正され、安平町では、合併前から継続していた補助事業を完遂するため、補助事業を継続して水道事業を統合することになりました。

水道事業は、水道法で計画給水人口により左表のとおり分類されているため、旧町の水道事業を統合すると「上水道」にあてはまることになり、地方公営企業法が適用され、今まで以上に「独立採算」が求められます。



広報あびら4月号から3回にわたり、特集「安平町の水道を知ろう！」を掲載してきました。  
この水道整備事業は、安平町町民参与推進条例第6条第1項第4号に規定する「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」に該当するところから、下記のとおりパブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

上水道は、安平町の全域を給水区域とするため、同一の給水区域内で料金格差があつてはならないので、水道料金の改正が必要となってきます。  
水道料金の改正は、皆さんにお知らせできる段階で、再度町民参画の機会を設ける予定です。

上水道の創設は、平成28年度末が期限となっていることから、平成28年度中に簡易水道としての最後の補助事業を実施し、年度末に上水道に移行する予定です。

皆さんのご意見をお寄せください

## 水道施設等の整備計画に関する意見を募集します

### 募集要領

#### 意見を募集しようとする事業 追分地区水道施設整備事業

※この事業に関する資料は、町ホームページで閲覧できます。

#### 意見の提出方法及び場所 任意の様式により以下のいずれかの方法で提出してください。

- ①持参する場合：水道課（早来庁舎）、健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）
- ②郵送の場合：水道課水道グループ（〒059-1595 安平町早来大町95番地）
- ③ファクシミリの場合：水道課（早来庁舎）FAX ②3006
- ④電子メールの場合：任意の様式を添付またはメール本文により水道課水道グループへ送信  
(s1suidou@town.abira.lg.jp)

ご意見を正確に把握するため、お電話での受け付けはいたしません。

募集期間 6月8日(月)～30日(火)

対象者 ①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他団体

意見の取扱い 提出いただいたご意見は、事業実施の参考とさせていただくとともに、その概要、それに対する町の考え方等を町ホームページ等で公表します。

問合せ 水道課水道グループ ☎②2730